

第67回 飯塚市地域公共交通協議会

第53回 飯塚市地域公共交通会議

日時：令和6年12月24日（火） 14：00～

場所：飯塚市役所本庁 1階多目的ホール

議事次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事
 - (1) 議案第1号 地域公共交通確保維持改善事業（国庫補助）の評価について
 - (2) 議案第2号 令和7年度コミュニティ交通運行計画について
4. 報告事項
 - (1) 西日本鉄道株式会社による筑豊（特急）福岡線（筑豊遊園系統）の一部区間廃止について
5. その他
6. 閉会

1. 開会

事務局：本日の出欠の状況を報告いたします。本日ご出席の委員数は23名となっております。過半数の出席となりますので、会議が成立したことをご報告いたします。

なお、九州運輸局福岡運輸支局の古賀委員につきましては、同支局から辻様に代理でご出席いただいております。

それではただ今から、第67回飯塚市地域公共交通協議会並びに第53回飯塚市地域公共交通会議を開会いたします。

2. 会長あいさつ

事務局：まず、本協議会の会長でございます小川飯塚市市民協働部長から、皆様にごあいさつ申し上げます。

小川会長：皆さんこんにちは、年末のお忙しい時期に本会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の協議会につきましては、前回に引き続き令和7年度からの飯塚市のコミュニティ交通運行計画についてご協議いただきたいと考えております。前回ご協議いただきました内容を踏まえまして、本日は運行ダイヤ等を含めた具体的な運行計画について議論をいただきまして、運行計画を決定したいと思っております。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をいただきまして、本会が有意義なものになりますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。

3. 議事

(1) 議案第1号 地域公共交通確保維持改善事業（国庫補助）の評価について

事務局：それではこれより議事に入ります。進行は小川会長にお願いいたします。

小川会長：それでは、議案第1号「地域公共交通確保維持改善事業（国庫補助）の評価について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局：それでは説明いたします。資料1をお願いします。

現在のコミュニティ交通の内、予約乗合タクシーの運行におきましては、「地域公共交通確保維持改善事業」という国庫補助制度を活用しております。この国庫補助につきましては、毎年度、事業の評価を行いまして、運輸局へ報告するようになっております。

評価対象期間は、令和5年10月から令和6年9月までの1年間になりまして、その評価の内容を提案するものです。主要な箇所のみ説明させていただきます。

先ず、1ページの表、左から①の欄が、現在の予約乗合タクシーの事業者名と担当地区名、②の事業概要欄は、運行地区と、地区外で行ける施設を記載しております。

次の③につきましては、前回の事業評価結果の反映状況として、利用促進活動の継続実施のほか、予約乗合タクシーの利用者登録手続きにつきまして、新たに電子申請を可能とすることで、登録者の増加と住民サービス向上に取り組んだことなどを記載しております。

評価の部分は④と⑤になりますが、評価はA B Cの3段階で評価するように定められております。④が事業実施の適切性ですが、予約乗合タクシーの運行事業は、計画通りの運行が実施されておりますのでA評価としております。

次に⑤の目標・効果達成状況では、指標を対象交通機関の利用者数としておりまして、【実績】に記載のとおり、コミュニティ交通全体で達成率が102.2%、予約乗合タクシーのみの場合で97.7%となっております。

一番下※印のところになりますが、予約乗合タクシーのみの利用者数が目標未達成ではありますが、前年度実績の43,404人からは若干増加しておりまして、地区内の身近な移動手段として一定の効果は得られていると考えまして、B評価としております。

次に一番右の⑥の欄が、今後の改善点になりますが、(ア)から(カ)の項目として、今後も引き続き周知活動を継続することや、地区外で行ける施設の増加、また、運行時間の拡充などにより利用促進を図る内容などを改善点として挙げております。

2ページをお願いします。ここには、事業実施の目的、必要性を記載する内容になっておりまして、令和4年度に策定しました飯塚市地域公共交通計画の基本方針などを踏まえた内容を記載しております。

次の3ページ以降につきましては、市の公共交通の概要や基礎データなどの添付資料になりますので、説明は割愛させていただきます。

なお、この書類を国へ提出した際に若干の修正がございましたら、事務局において対応いたしますのでご了承ください。以上で説明を終わります。

小川会長：説明が終わりましたが、ご意見ご質問等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか、それでは採決いたします。議案第1号につきましては、承認するというのでよろしいでしょうか。

全委員：(異議なし)

小川会長：ありがとうございます。それでは議案第1号につきましては承認されました。

(2) 議案第2号 令和7年度コミュニティ交通運行計画について

小川会長：次に議案第2号「令和7年度コミュニティ交通運行計画について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：令和7年度のコミュニティ交通の運行計画案についてご説明いたします。

資料2の1ページをご覧ください。前回の協議会において承認いただきました運行計画(案)に基づきまして、路線図、及び運行ダイヤ案を記載しております。また、本日は各地区の主な変更部分や前回からの変更点についてご説明させていただきます。

まず、地区毎に、その地区を運行しておりますエリアワゴン、路線ワゴン、コミュニティバス筑穂・高田線の運行計画をご説明します。

資料2の2ページの「幸袋地区」をご覧ください。左にエリアワゴン及び路線ワゴンの路線図、右が上からエリアワゴンの3方面の運行ダイヤで、右下が路線ワゴンの運行ダイヤになっております。幸袋地区のエリアワゴンは、運行グループを赤色の「白旗団地・庄司方面」、青色の「目尾、吉北団地、津島方面」、緑色の「緑ヶ丘団地、中方面」の3

つに再編成し、各グループが1日4便2往復できるように運行ダイヤを編成いたしております。資料の右上、赤色の「白旗団地・庄司方面」の運行ダイヤには、午前中に第1便と第4便、午後に第7便と第10便の4便、2往復の運行することを示しております。停留所につきましては、「旧幸袋交流センター」の停留所を、現在、コミュニティバス宮若・飯塚線と西鉄バスのバス停があります場所に移設をいたします。「緑ヶ丘団地、中方面」に「池田公民館」の停留所がございますが、こちらを「金澤整形外科」へ移設いたしまして、名称を変更いたします。

路線ワゴンにつきましては、第3便と第4便を廃止いたしまして1日3便の運行をするように変更しております。

次に、3ページの「穎田地区」をお願いします。穎田地区のエリアワゴンは、運行グループを青色の「小峠方面」、赤色の「勢田、木浦岐方面」、茶色の「石丸団地、中央団地方面」の3つに再編成し、各グループが1日4便2往復できるように運行ダイヤを編成いたしております。青色の「小峠方面」の運行ダイヤには、午前中に第1便と第4便、午後に第7便と第10便の4便、2往復の運行することを示しております。下向きの黒の三角の印は、停留所の通過を表し、鯉田駅の斜線部分は駅まで運行しないことを表しています。停留所につきましては、路線ワゴンを廃止いたしましたので、路線ワゴンの停留所の「穎田病院」、「鯉田交流センター」、「鯉田駅」を3グループともに新設として追加し、石丸団地・中央団地方面には、「穎田支所」を追加しています。

4ページの「筑穂地区(大分線)」をお願いします。赤色は火・木曜日の運行ダイヤ、緑色は土曜日の運行ダイヤとなっています。内住方面については、平日の運行はせずに、土曜日みの運行に変更することにしてありますが、土曜日の運行は、緑色の運行ダイヤの一番下の第4便と第5便に計画しております。資料に示しておりますが、平日は主要区間を6便、土曜日は主要区間を5便と内住方面2便の合計7便運行いたします。

5ページの「筑穂地区(内野線)」をお願いします。黄緑色は火・木曜日の運行ダイヤ、紫色は土曜日の運行ダイヤとなっています。弥山方面については、平日の運行はせずに、土曜日のみ運行するように変更することにしてありますが、土曜日の運行は、水色で示しております第2便と第3便での運行を計画しております。資料に示しておりますが、平日は主要区間を7便、土曜日は弥山方面を含めました7便を運行いたします。

6ページの「筑穂地区(上穂波線)」をお願いします。ダイヤは火・木・土曜日の運行ダイヤとなっています。筑穂地区の大分線、内野線、上穂波線の3つの路線の平日の運行では、「桂川駅」などで、コミュニティバスの市立病院等へ向かう第1便と、筑穂方面へ戻る第3便と結節するようにダイヤを編成しています。

7ページの「鎮西地区」をお願いします。青色で示しています鎮西地区のエリアワゴンについては、まず、二瀬地区とともに新たに木曜日の運行を加えまして、平日3日と土曜日の運行を計画しています。次に、二瀬病院は鎮西地区外であることや、運行の効率化を図る必要性から、予約乗合タクシーの地区外運行施設として設定し、予約乗合タクシーで移動いただくようにして、エリアワゴンの運行ルートから削除し、ダイヤを編成しております。停留所は、日物田を移設しています。

路線ワゴンについては、エリアワゴンが木曜日に運行することになりましたので、木曜日の第3便から第7便の運行を廃止するとともに、木曜日以外の平日の第5便を廃止いたしましたダイヤを記載しています。

8 ページの「二瀬地区」をお願いします。二瀬地区のエリアワゴンにつきましては、まず、鎮西地区と同様に、新たに木曜日を加えた平日3日と土曜日に運行いたします。次に、運行支援の発生を抑えるため、運行ルート全体を青色の相田方面と緑色の川津方面の2ルートに分けております。イオン穂波店を中心として循環する運行ルートで、相田方面から川津方面への運行の流れで1日4便運行するようにしています。停留所は、高雄団地内に「高雄区公民館」を新設し、けやき台に「けやき台公園」を新設しています。

9 ページの「穂波・菰田地区」をお願いします。青色の穂波・菰田地区のエリアワゴンは、運行支援が多発しておりました時間帯の運行に関して、その発生を抑えるため、忠隈方面と菰田地区に運行ルートを分けております。行きの便といたしまして、上段の第2便で忠隈方面から商業施設へ、第3便で菰田地区から商業施設へと運行し、帰りの便といたしまして、上段右端の第4便で商業施設から忠隈方面へ、下段左端の第5便で商業施設から菰田方面へと運行するようにしています。月、火、金曜と土曜日は1日8便を運行し、水曜と木曜日は午後に第6便から第8便の3便を運行します。停留所は、ナフコ飯塚南店を新設しています。左の高田系統のエリアワゴンは、平恒と楽市方面の運行を追加いたしますので、新設の停留所として、「倉光食品前」、「ほなみあじの街」、「西鉄楽市公園」を追加しています。高田系統では、水曜と木曜日は午前中に4便を運行し、土曜日は1日6便運行します。

10 ページの「飯塚東地区」をお願いします。青色の飯塚東地区のエリアワゴンは、運行支援が多発しておりました時間帯の運行に関して、その発生を抑えるため、上三緒団地地域と下三緒団地地域に運行ルートを分けております。上段左の第1便では、上三緒団地地域から商業施設へ運行した後に、下三緒団地地域から商業施設へと運行します。また、右側のダイヤにあります第3便では、商業施設から上三緒団地地域へ運行した後に、商業施設から下三緒団地地域へ運行するようにしています。停留所は、「下三緒団地6組」を新設しています。月・水・金曜日は午後に4便を運行し、土曜日は1日8便を運行するようにしています。資料左側下の柏の森ヒルズ系統のエリアワゴンは、便と便の間の移動時間と乗務員の休憩時間の見直しを行いましたダイヤを記載しています。

11 ページの「鯉田地区」をお願いします。鯉田地区のエリアワゴンは、運行に余裕を持ったダイヤに見直しております。

12 ページの「庄内地区」をお願いします。庄内地区のエリアワゴンは、運行支援の発生を抑えるため、青色の「筒野方面」、赤色の「有井方面」、緑色の栄町方面の3つに再編成し、各グループが1日4便2往復できるように運行ダイヤを編成しております。青色の筒野方面の運行ダイヤを見てくださいと、午前中に第1便と第2便、午後に第4便と第5便で、ハーモニー、川食庄内店、グッディ庄内店、トライアル飯塚庄内店を一連の目的地としたルートにおいて2往復運行することを示しております。停留所は、現在の「新町改良住宅」停留所を、ルートの見直しのため、移設をいたしまして「赤坂児童遊園公園」に名称を変更いたします。また、「トライアル飯塚庄内店」を新設いたしま

す。下段の赤坂橋系統のエリアワゴンは、便と便の間の移動時間と乗務員の休憩時間の見直しを行いましたダイヤを記載しています。

次に、13 ページのコミュニティバス筑穂・高田線をご覧ください。前回の会議でお示ししておりましたダイヤに時刻を記載しております。停留所は、3 か所の名称変更を行うこととしております。

続いて、資料 2 の 1 ページをお願いします。予約乗合タクシーについてご説明します。

(1) の地区外運行施設につきましては、前回の会議でご説明した通りで、変更はございません。(2) の運行車両台数につきましては、令和 6 年度におきましては、穎田・鯉田地区で 1 台、幸袋地区で 1 台とそれぞれの地区で 1 台ずつの運行を行っておりますが、穎田・鯉田地区において、「トライアル飯塚庄内店」への運行等によりまして、これまでより広範囲、かつ活発な移動が行われることが予測されますことから、より柔軟な車両利用が出来るように、この 2 地区において、10 人乗りワゴン車両 2 台を共用で運行出来るようにいたします。なお、住民の利用に関しては、これまでと変更なく、各地区内での移動を行うものとなります。

令和 7 年度におけるエリアワゴン、路線ワゴン、コミュニティバス筑穂・高田線、予約乗合タクシーについてのご説明は以上になります。

なお、資料 2 の 1 ページの下段に記載しておりますが、本日の資料に記載のない予約乗合タクシーの利用方法等の事業運営上のルール等につきましては、令和 6 年度と同じ内容の運行をするものいたします。

また、今後、道路管理者、警察、運輸局等の関係者との協議等において、停留所の位置や運行ダイヤなどの軽微な変更等が必要な場合には、事務局にご一任いただきたい、と考えております。

最後に、本日、令和 7 年度運行計画案につきまして、ご審議いただいた後に決定をいたしましたら、「令和 7 年度版コミュニティ交通利用ガイド」を作成いたしまして、3 月に市民の皆様へ全戸配布させていただく予定としております。

以上で、「令和 7 年度コミュニティ交通運行計画案について」説明を終わります。

芳野委員：筑穂の方にしかわかりませんが、4 ページの地図を見てください。この中に内住十郎という停留所があります。ここは篠栗町の福祉バスと同じ場所です。篠栗町の福祉バスはたくさん来ます。そして、地元の人と話しましたが、買い物に行くにも篠栗町の方が役場の近くまで行けば店がたくさんあると言われて、ここに住む人たちはエリアワゴンを買物バスとしては使っていないのだと思いました。以前、0.1 人/日以上停留所は存続という話が出ており、ここは 0.16 人/日だから存続するという事で残してくれたのだと思いますが、私の考えとしては、おそらくここに住む人たちは市役所に行くためにエリアワゴンに乗っています。それを土曜日運行にされると、使う人はいなくなるのではないかと思っています。この地区の方たちは、住家が大体 30 件ぐらいで篠栗の住家は 3 件ぐらいしかありません。それでも篠栗町の福祉バスの回数は多く来ます。だから便利がいいということで、私が地元の方と話している時も、2、3 人篠栗町のバスに乗って行きました。だから運行が土曜日というのは、どうなのかなと思いながら資料を見せてもらいました。

筑穂地区に住んでいるので、車で筑穂地区の路線はほぼ走ってみました。やはり廃止されてもしょうがないかというところもあります。他の地区もそういうところがあるのではないかと危惧しております。

小川会長：市役所に行くために乗っているのに、土曜日運行だと意味がないのではないかという意見ですが、事務局の方に回答していただけますか、それともご意見という形にしましょうか。

芳野委員：それは私の考えです。あの辺りに住んでいる人は、買い物は篠栗町の福祉バスの方が便利なのだと思います。0.16人/日乗っているというのは、運行が火曜日と木曜日だからおそらく市役所に書類を取りに行ったりするときに使っているだけだろうという気がします。よく話し合いをしてみないとわからないとは思いますが。

小川会長：今の意見について、事務局から何かありますか。

事務局：利用の状況を令和4年度、5年度、そして6年度上半期で見えております。その中で、今回内住方面と弥山方面を土曜日のみの運行にした経緯といたしましては、平日の利用が少なく、内住方面は一桁です。土曜日の方は二桁の利用がありますので、そういうところで今回路線を見直しました。

事務局：篠栗町で運行されているコミュニティバスにつきまして、運行の便数が多いというお話ですが、篠栗町のコミュニティバス関係につきましては、私どもの方では、バスだけの運行をされていると認識しております。我々飯塚市は筑穂地区ではエリアワゴンを運行しておりますけれども、デマンド型の予約乗合タクシーも運行しておりますので、そういった意味で飯塚市の方はエリアワゴンの便数は少ないにしろ、予約乗合で任意の時間で、目的地も自分で設定できる、デマンド型の有効な利用ができるということで、今回土曜日だけの運行にしております。予約乗合の運行をしていない日につきましてはエリアの運行を実施していくということでやっております。

小川会長：よろしいでしょうか。

芳野委員：平日は予約乗合タクシーを使えということですね。

小川会長：予約乗合タクシーも平日運行しておりますので、そちらも活用いただきたいという話だと思います。土曜日は予約乗合タクシーが運行されておられませんので、エリアワゴンを活用いただきたいということでご理解いただきたいと思います。

新井委員：事業者を代表いたしまして、飯塚市の予約乗合タクシー及びエリアワゴンについてはすぐ見直されて、ルートも変わり、停留所の増設、廃止等されていますが、これを利用者に対してどのような告知方法をとるのが重要だと思います。

それともう一つ、曜日別に運行が頻繁に変わると、私ども運行会社の方に、今日何時の便が来てないといった利用者からの電話が頻繁にかかってきます。結局、周知がしっかりされてないというのがものすごく大きくて、そういう周知方法についてどのように考えているのでしょうか。

また、先ほど事務局が言ったように、予約乗合タクシーの利用促進をもう少しわかりやすくお客様の方に周知していただかないと、結局予約乗合タクシーとエリアワゴンが別物だと考える利用者が非常に多いです。

その辺がもっと上手くいけば、停留所の廃止や運行していない曜日でも予約乗合タクシーが上手に動いていき、利用者はあまり困らないのではないかなと感じています。その点、事務局の意見を聞きたいと思います。

小川会長：ありがとうございます。芳野委員の意見と少し連動する部分もありますが、まず今回のダイヤ変更の周知の方法と、予約乗合タクシーの利用の啓発とといいますか、利用してもらうための周知手段、その辺りについて事務局お願いします。

事務局：令和7年度の変更分につきましては、先ほど申し上げた利用ガイドを全戸配布はもちろんですが、3月に市報と回覧等で該当する停留所がある場合はそういった方法で周知を行いたいと思います。

そして、予約乗合タクシーの周知方法がまだ十分でないという点については私どもも認識をしております。令和7年度に入りますが、小さいグループなどでご要望等をお伺いして、こちらから出向きまして、ご説明と登録の方法やコミュニティ交通の使い方、そういった点を積極的に周知していきたいと計画しているところでございます。

事務局：補足ですが、現在行っている周知、広報活動につきましては、年に1回の利用ガイド配布、そして市報での記事の掲載、バス停の表示板に実際の時刻表を貼ってお知らせしているということ、そして、各地区で停留所とダイヤが違いますので、各交流センターにその地区だけの案内というものを配布させていただいております。

それでも周知が足りないという意識が私どももありますので、利用ガイドにつきましては、今お配りしている利用ガイドよりページ数を増やし、そしてよりわかりやすいような形態とすることと、大きく変更したということがわかるようにさせていただきたいということがまず一つ。

次に、各地区の交流センターに配布しております、エリアワゴンのダイヤや路線図の配布については、もう少し拡充して配るということはできないか検討させていただきたいと思っております。

バス停の廃止につきましても、年明けから作業に入りますので、遅延なくお知らせを貼るなどして周知を行っていきたいと考えております。

今後の周知活動については年が明けてから具体的な案を考えていきたいと思っております。しかし、私どもの方で、あくまで来年度の前で明確にはお答えできませんが、予約乗合タクシーにつきましては、周知、広報していくにあたり、先ほど各地区で小規模な集まりというお話を担当からさせていただきましたけれども、いきいきサロンや自治会単位、そういったところで利用者の登録を一緒に書き方を教えて登録してもらうとか、具体的にこういうふうに乗ったらいいですよとか、電話もこうかけたらいいですよとか細かな説明をその地区の要望にできるだけ応じる形で、マンツーマンとはいきませんが、細やかな説明をすることで、利用促進周知活動に繋げていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

新井委員：周知方法に関しまして、もう実施されているとは思いますが、各地区の敬老会、老人会および民生委員の方が各自宅の方に訪問されると思います。先ほどおっしゃったように交流センターの方にそういうものを配布しても、高齢者の方はそんなに交流センターには行かないと思います。そのため、やはりこちらから動いて民生委員の方や敬老会の

地区の公民館レベルで動いてもらっている方に、周知方法を教えて、民生委員の方が訪問されたときにこういうのがあるよと説明をしていただければ、もっと利用される方が増えるのではないかなと感じております。以上です。

事務局：ありがとうございます。意見を参考にさせていただいて、住民の方により詳しく伝えられるように考えていきたいと思っております。

沖野委員：二点確認と、一点意見です。潁田地区ですが、確認したいことは、鯉田駅と鯉田交流センターは潁田地区では基本的にあまり関係のない場所だと思います。駅に関しては利用者があるかもしれませんが、以前お聞きしたかと思いますが、ここを追加された理由をもう一度確認のため教えていただければと思います。

そしてもう一点確認が、予約乗合タクシーの乗降場所について、要望があればできるだけその場所に来ていただけるという認識でいいとは思いますが、その二点確認をさせていただきます。

事務局：潁田地区は路線ワゴンが廃止となりましたが、その中で利用が多かったところ、また主要施設であるところとして潁田病院、鯉田交流センター、鯉田駅をエリアワゴンの停留所として新設したものです。

予約乗合タクシーの乗降場所につきましては、あらかじめ登録票をご自宅などで登録しますが、ご自宅の道路状況をオペレーターの方で調べて、もし家の前にUターンする場所がない場合は、一番近い主要道路といったところにポイントを置きまして、そちらへお迎えに上がる、そして帰ってこられたときには、そこで降車するというような形です。

沖野委員：ありがとうございます。潁田の方で鯉田交流センターを利用している人が多かったという認識でよろしいですか。

事務局：はい、その通りでございます。私どもも交流センターのサークル等も調べましたが、具体的な理由というのにはわかりませんでした。そちらに金融機関もございますし、また西鉄バスの停留所もございますので、そういったところをご利用されているのではないかと推測しております。

沖野委員：わかりました、ありがとうございます。要望の方に移らせていただきます。先ほど課長も言っておりました、広報誌での周知広報に関して、私たちも自治会会議で聞いたのですが、いくらペーパーが増えても、何の周知にもならないということでした。

基本的に、市民の方の認識としては、利用ガイドは確認のためにあるものであって、周知するものではないようです。使っている方が確認するときには使うもので、周知にはあまり役立っていないと思っております。地元で会議したときにいろいろ意見を求めたところ、やはりチュートリアル的なものが必要なのではないかという意見が出ました。特にお年寄りに関しては、いくらペーパーを増やしたところでペーパーを見る機会が少ないです。

ペーパーが市報などで届いたとしても、なかなかそれを一生懸命読むまでには至らない。これはかなりハードだとは思いますが、コミュニティ交通事業を継続して今後ずっと続けていくのであれば、潁田でも30を超える自治会があるので大変だとは思いますが、実車を利用したトライアル、要はチュートリアルを行うべきではないでしょうか。

予約から実車を利用して、まず実際に乗っていただくことで、予約乗合タクシーの利便性、そしてこの予約乗合タクシーは多くの事業所が登録いただいておりますので、これが空転しないよう、しっかりと利益を上げていただくためにも利用していただきたいと思っています。

そして颯田地区の方に聞くと、利用の仕方がわからないといった利用上の不安が非常に多いです。これは地域交通課だけで対応するのは非常に厳しいと思うので、支所と連携しながら、予約から実車を利用してどういった形で迎えに来て、どういう形で目的地に届けるのかを経験してもらうことが一番利用促進に繋がるのではないかなと思っています。

費用も人件費もかかるとは思いますが、今後の飯塚市も高齢者が増えることを考えると、そういった取り組みも含めてやっていただきたいと思っています。要望です。

小川会長：ありがとうございます。実証実験で高齢者の方により身近に感じてもらって、活発に利用する形のご要望という形で受けておきます。

他にありませんでしょうか、よろしいでしょうか。芳野委員、新井委員、それから沖野委員にご意見ご要望いただきましたけど、事務局も今回大幅な見直しになっております。周知啓発についても、精一杯努めていくことという形で話をしていますが、先ほど新井委員も芳野委員も言われていましたが、やはりこの会議の委員、また自治会長や民生委員もおられますので、そういう方々も常に地域で高齢者と接する機会が多い方々にも、ぜひご協力いただきながら、共同してこのエリアワゴン、コミュニティバスも含めて、予約乗合タクシーがより多く利用していただくような形になるよう、ぜひお声掛け等ご協力いただきたいと思っていますので、よろしく願います。貴重なご意見ありがとうございました。

それではご意見、ご質問はよろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案第2号につきましては、承認するというのでよろしいでしょうか。

全委員：（異議なし）

小川会長：ありがとうございます。それでは議案第2号につきましては承認されました。

4. 報告事項

（1）西日本鉄道株式会社による筑豊（特急）福岡線（筑豊遊園系統）の一部区間廃止について

小川会長：次に報告事項に入ります。西日本鉄道株式会社による筑豊（特急）福岡線（筑豊遊園系統）の一部区間廃止について、事務局より説明をお願いします。

事務局：西日本鉄道（株）による筑豊（特急）福岡線（筑豊遊園系統）の一部区間廃止についてご報告します。資料3をご覧ください。

対象路線は、田川市から本市を經由して福岡市の天神地区まで運行しております。この路線は、「烏尾峠」経由の系統と国道201バイパスの「烏尾トンネル」経由の系統がございいますが、本件は、「烏尾峠」を經由する「筑豊遊園系統」となります。

資料3の路線図の中央部分にございますバス停「仁保」から緑色で示しておりますルート、庄内地区の「仁保」交差点から糸田町「筑豊烏尾トンネル東」交差点間が令和7年

4月1日付で廃止予定となっております。この緑色のルート上の筑豊緑地付近の「筑豊遊園」、及び、糸田町の「糸田口」のバス停が廃止対象となるバス停でございます。

本件につきましては、6月の協議会において経過をご報告させていただいておりましたので、その説明は割愛させていただきますが、現在の状況といたしましては、これまでと比べて利用状況に大きな状況の変化はございません。今月、運行事業者側とお会いしまして、本件に関して運行の継続の再検討をお願いいたしております。しかしながら、運行区間の廃止事案は運輸局への届出制であり、事業者の方からはすでに令和7年4月1日付で当該区間を廃止する届出が提出されておりますので、このままの状況であれば来年3月末で当該運行が終了し、今後は、国道201バイパスの「烏尾トンネル」経由の系統へと振り替えることとなっております。現状としましてはこのようになっておりますが、本日以降、当該運行が何らかの形で継続するようなことになりましたら、皆様方にはお知らせしたいと考えております。

以上で報告を終わります。

小川会長： 報告事項説明が終わりましたご意見ご質問はございませんでしょうか、よろしいでしょうか。本件は報告事項でございますのでご了承願います。

4. その他

小川会長： 最後にその他でございます。委員の皆様から何かございませんでしょうか。

5. 閉会

小川会長： それでは協議会規約第11条3条第3項に基づきまして、議事録の署名委員を指名いたします。今回は、安田委員、伊藤委員をお願いしたいと思います。議事録作成後事務局がお伺いしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の会議を閉会いたします。今年度最後の協議会でありますので、まず年末ということで、この1年間、今回の公共交通の見直しに関しましていろいろご協議いただきまして、ありがとうございました。先ほども申しましたが、事務局も周知啓発に努めまして、より一層利用していただくような形の取り組みをしていきますので、皆様におかれましては、引き続きご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

本日はこれで閉会します。どうもありがとうございました。